

令和8年1月21日

学生・教職員の皆様へ

副学長（教養教育・教学マネジメント担当）

教養教育科目における特別欠席の取扱いの見直しについて（通知）

教養教育科目の特別欠席については、別紙「宮崎大学教養教育科目の受講及び成績評価に関する細則」第5条に基づき、次のとおり定めています。このうち、第5条(4)に該当しない部活・サークルの課外活動に関する特別欠席の取扱いを見直しましたので、お知らせします。

（特別欠席の取扱い）

- 第5条 次に掲げる理由により欠席した者は、速やかに、所定の特別欠席願を教育企画課教養教育係に提出し、欠席する授業の担当者に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当者は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。
- (1)忌引：父母及び配偶者にあっては7日、子にあっては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあっては3日とする。
 - (2)天災：必要と認める日・時間
 - (3)学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
 - (4)大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。派遣依頼の期間又は承認した期間。ただし、回数及び期間については別に定める。
 - (5)その他やむを得ない事情と学び・学生支援機構教養教育教務委員会が認めたとき。

これまで、(4)に該当しない部活・サークルの課外活動は、(5)「その他やむを得ない事情」として教養教育教務委員会で審議し、特別欠席として認めてきました。しかしながら、課外活動を特別欠席とすることで補填措置はあっても教養教育の学修機会の減少など教育的影響が懸念されること、また、学部によっては課外活動の特別欠席を認めておらず学部間で基準が不統一であることなどの理由から、課外活動に関する特別欠席の基準を見直しました。

その結果、令和8年度からの教養教育科目では、第5条(4)に該当しない課外活動について、次のとおり取り扱います。（令和7年度第3回教養教育教務委員会承認）

＜令和8年度からの教養教育科目における取扱い＞

- ・第5条(4)に該当しない課外活動においては、特別欠席を認めないこととする。
- ・これらの課外活動により授業を欠席する場合は、同細則第4条「成績評価を受ける資格」に記載される欠席として取り扱うこととする。（ ）

※同細則第4条では、成績評価を受ける資格において、「各授業科目においては、所定時間数の75%以上出席しなければ成績評価を受ける資格を得ることはできない。」と定めています。例えば、全15回の授業の場合、3回までの欠席であれば成績評価の対象となりますので、第5条(4)に該当しない課外活動については、これにより対応をお願いします。

担当：教育企画課教養教育係

電話：0985-58-7133（内線7133）

e-mail：kyoutuu@miyazaki-u.ac.jp

○宮崎大学教養教育科目の受講及び成績評価に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

改正	平成 22 年 9 月 30 日	平成 24 年 3 月 29 日
	平成 26 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
	平成 31 年 4 月 26 日	令和 元 年 12 月 19 日
	令和 3 年 3 月 25 日	令和 4 年 9 月 30 日
	令和 6 年 3 月 29 日	令和 7 年 3 月 5 日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学教養教育科目履修規程（以下「履修規程」という。）第5条の規定に基づき、教養教育科目の受講手続及び成績評価等に関し、必要な事項を定める。

(単位修得及び履修の認定)

第2条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験、レポート等に基づき授業担当教員が行うものとする。

(受講科目登録)

第3条 学生は、履修規程に基づき教養教育科目で開設される授業科目を受講するときは、受講科目を所定の手続により別に定める期日までに登録しなければならない。

(成績評価を受ける資格)

第4条 各授業科目においては、所定時間数の 75%以上出席しなければ成績評価を受ける資格を得ることはできない。

2 各授業科目の受講に遅刻又は早退があるときは、3回の遅刻又は早退をもって1回の欠席とみなす。

(特別欠席の取扱い)

第5条 次に掲げる理由により欠席した者は、速やかに、所定の特別欠席願を教育企画課教養教育係に提出し、欠席する授業の担当者に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当者は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあっては7日、子にあっては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあっては3日とする。

(2) 天災

必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。

派遣依頼の期間又は承認した期間。ただし、回数及び期間については別に定める。

(5) その他やむを得ない事情と学び・学生支援機構教養教育教務委員会（以下「教務委員会」という。）が認めたとき。

(成績評価の方法)

第6条 授業科目を履修した学生に対しては、レポート等の多様な学修評価方法により成績評価を行うものとする。

2 授業担当教員は、クオーター制については各期の最終回に、2学期制については、学修評価期間に試験を実施することができるものとする。ただし、試験を実施する場合は、事前にシラバスに明記し学生に周知するものとする。

(追試験)

第7条 成績評価を受ける資格を有し、第5条に掲げる理由により学修評価期間に試験を受験できなかった者は、追試験を1回に限り受験することができる。

2 追試験は、学期終了1ヶ月前までに担当教員が適宜実施するものとする。受験を希望する者は、担当教員へ事前に連絡のうえ、所定の追試験届を試験終了後10日以内に教育企画課教養教育係に提出しなければならない。

(成績評価の合否発表等)

- 第8条 成績評価は、各授業科目で定める成績評価方法及び成績評価基準に基づき行われる。
- 2 成績評価の合否発表は、合格（60点以上）、保留（59点から30点まで）、不合格（29点以下）の3段階で行う。
- 3 合否の結果は、試験を行う場合は当該授業科目の試験終了後1週間以内、試験を実施しない場合は当該授業の最終日から1週間以内に合否発表を行うものとする。

(再評価)

- 第9条 成績評価で保留となった者は、再評価を1回に限り受けることができる。
- 2 再評価は、再試験又は他の評価方法により行う。
- 3 再試験は、前学期を9月上旬、後学期を3月上旬に実施する。
- 4 再評価の合否発表は、合格及び不合格の2段階で行い、合否の結果は、当該授業科目の再試験終了後1週間以内、再試験を実施しない場合は再試験期間の開始日から1週間以内に合否発表を行う。
- 5 再評価は60点を上限とし、59点以下を不合格とする。

(授業科目担当教員不在の場合)

- 第10条 授業科目担当教員が転任又は退職等で不在となったときの成績評価及び再評価は、教養教育系列部会及び教養教育教務委員会との協議により実施する。

(再受講)

- 第11条 成績評価及び再評価で不合格になった者は、第3条に定める受講手続きを行い、再受講することができる。

(成績評価)

- 第12条 成績評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。なお、それぞれの成績評価基準及び対応する評点は、各教員が定める科目の学習目標に従って次のとおりとする。
- 秀：科目の学習目標に特に優秀な水準で達している（評点：90点以上）
- 優：科目の学習目標に優秀な水準で達している（評点：89～80点）
- 良：科目の学習目標に良好な水準で達している（評点：79～70点）
- 可：科目の学習目標に必要最低限の水準で達している（評点：69～60点）
- 不可：科目の学習目標の必要最低限の水準に達していない（評点：59点以下）

(成績評価に関する申立て)

- 第13条 成績評価を受けた者は、成績評価に異議がある場合には、原則として当該学期内に教育企画課教養教育係を通じて学び・学生支援機構教養教育部門長に申立てをすることができる。詳細については別に定める。

(不正行為)

- 第14条 不正行為をした者は、学則により懲戒され、併せて当該学期の教養教育科目の単位の取扱いは、「試験等における不正行為の取扱いに関する申合せ」に則るものとする。
- 2 不正行為の事実確認は、別紙様式により行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。ただし、改正後の題名、第1条、第2条及び第12条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。